

食品表示に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況(回答)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実地調査時期：平成14年4月～15年1月
- 2 調査対象機関：内閣府、公正取引委員会、厚生労働省、農林水産省、都道府県(23)、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成15年1月17日、厚生労働省及び農林水産省に対し勧告

【回答年月日】 厚生労働省 平成15年10月29日
農林水産省 平成15年11月5日

【行政評価・監視の背景事情】

- 食品表示は、消費者が食品の内容を正しく理解した上で選択あるいはそれを適正に使用するための重要な情報源
⇒ JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号))、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等において、それぞれの目的に応じ、具体的な表示事項、表示方法等について規定
- 平成14年1月以降、食肉の原産地偽装表示等の不正表示が相次いで発覚。これに伴いJAS法の改正等を実施
⇒ 大きく損なわれた消費者の食品表示に対する信頼の回復が課題

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況								
<p>1 食品表示の適正化等</p> <p>(1) 食品表示の適正化 (勧告)</p> <p>厚生労働省及び農林水産省は、品質表示基準等について周知、指導等を効果的に行うことにより、製造業者、販売業者等における適正な表示の実施を徹底させること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 品質表示基準及び食品衛生法施行規則等に基づく表示の実施状況</p> <p>品質表示基準（農林水産省告示）に基づき、生鮮食品については名称、原産地等、加工食品については名称、原材料名、賞味期限等の表示が、また、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生労働省令第23号）に基づき、名称、消費期限、保存方法等の表示が必要であり、その実施状況を調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 生鮮食品：92,857点中10,708点（11.5パーセント）が品質表示基準に違反した表示 加工食品：46,300点中4,218点（9.1パーセント）が品質表示基準に、758点（1.6パーセント）が食品衛生法施行規則に違反した表示 適正な表示を実施していない理由について回答のあった463店中79店（17.1パーセント）が表示制度を承知していない状況 <p>(2) 指導監督業務の適切化 (勧告)</p> <p>① 農林水産省は、巡回調査について、対象事業者の効果的な選定や違反事業者の改善措置状況の確認を行う等適切に実施すること。</p> <p>② 厚生労働省は、都道府県、政令市等に対し、検査等に係る違反事業者の改善措置状況の確認及び記録を適切に行うよう助言すること。</p> <p>③ 農林水産省は、立入検査結果に基づく事業者に対する措置内容等の情報をセンターに提供するとともに、センターが実施した巡回調査の結果を把握し、都道府県に対し積極的に提供すること。</p> <p>また、厚生労働省及び農林水産省は、都道府県、政令市等の食品衛生担当部門及びJAS担当部門に対し、それぞれが行った指導等に係る情報について共有化を図るよう助言すること。</p> <p>(説明)</p> <p>① 事業者に対する指導の実施状況</p> <p>i JAS法に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回調査の対象とする事業者の選定が不適切（1食糧事務所、4都道府県） <p>※ 巡回調査：食糧事務所、センター、都道府県等の職員が店舗を巡回し、表示の実施状況を調査</p> <p>〔例〕 2年連続して調査対象としていない店舗がみられる一方で、平成12年度の調査で適正に表示が行われていた店舗を13年度も調査対象に選定 違反事業者に対する改善指導が不適切（11食糧事務所、6センター、10都道府県） <p>〔例〕 改善報告の徴収、再調査の実施等による改善措置状況の確認が不十分 <p>ii 食品衛生法に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査等により把握した表示基準の違反事業者に対する措置が不適切（9県市） <p>〔例〕 事業者の改善措置状況を未確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の改善措置状況の確認等に係る記録なし <p>② 関係機関の連携状況</p> </p></p>	<p style="text-align: center;">→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→○ 厚生労働省及び農林水産省は、相互に連携を図りながら、以下の措置を講じることにより品質表示基準等についての周知、指導等を行い、事業者等における適正な表示を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレット「知っておきたい食品の表示」を合同で127万部作成（平成15年3月）し、消費者、事業者等に配布（同年5月） 表示制度に関するQ&A、誤表示に関する具体的な事例等を両省のホームページに掲載（平成15年5月） 社団法人日本食品衛生協会と独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）に一元的な相談窓口を設置（平成14年12月） 財団法人食生活情報サービスセンター等が事業者、消費者を対象に開催した説明会（平成15年1月から2月）において、両省が食品表示に関する説明等を実施 <p>→○ 農林水産省は、農林水産本省における「消費・安全局」の新設、地方農政局等の食品表示の監視担当部門の増強（2,023人（平成15年7月1日現在））、食品表示ウォッチャー（食品表示のモニタリングと不適正表示に関する情報提供を行うことを目的に委嘱した民間人）の増強（14年度1,636人→15年度2,503人）などにより、監視体制を強化</p> <p>→① 農林水産省は、食糧事務所に対し、平成15年1月に「食品表示の指導監督業務の適正化について」（平成15年1月17日付け総合食料局長、食糧庁長官通知）を发出し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 偏りのない計画的な調査対象事業者の選定 違反事業者の改善状況の確認の確実かつ迅速な実施を指導 <p>また、センターに対して、総合食料局長通知（平成15年1月17日付け）を发出し、食糧事務所と同様の措置を講じるよう通知。</p> <p>さらに、地方農政局に対しても、同時期に同内容の総合食料局長通知（平成15年1月17日付け）を发出し、都道府県に対し食糧事務所と同様の措置を講じることを周知徹底するよう指導</p> <p>なお、平成14年7月にJAS法の改正を行い、表示違反に対して指示を行った場合は原則公表することとしており、改正JAS法を厳格に運用し、表示違反に厳しく対処（別紙参照）</p> <p>〔表示違反に対し指示・公表を行った件数〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成13年</td> <td>指示29件（うち公表0件）</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>指示43件（うち公表32件）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（うちJAS法改正後 指示20件（うち公表20件））</td> </tr> <tr> <td>平成15年（9月末現在）</td> <td>指示17件（うち公表17件）</td> </tr> </table> <p>→② 厚生労働省は、平成15年2月の全国食品衛生関係主管課長会議等において、都道府県等に対し勧告内容を周知するとともに、「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」（平成15年2月6日付け医薬局食品保健部企画課事務連絡）において、検査等に係る違反事業者の改善措置状況の確認及び記録の適正化を図るために適切な対応を行うよう要請</p> <p>→③ i 農林水産大臣が行った指示等の内容のセンターへの通知については、平成14年12月から実施</p> <p>また、センターが実施した巡回調査の結果を都道府県へ確実に情報提供できるよう体制の整備を図るよう、平成15年1月に「食品表示の指導監督業務の適正化について」（平成15年1月17日付け総合食料局長通知）によりセンターに通知</p>	平成13年	指示29件（うち公表0件）	平成14年	指示43件（うち公表32件）		（うちJAS法改正後 指示20件（うち公表20件））	平成15年（9月末現在）	指示17件（うち公表17件）
平成13年	指示29件（うち公表0件）								
平成14年	指示43件（うち公表32件）								
	（うちJAS法改正後 指示20件（うち公表20件））								
平成15年（9月末現在）	指示17件（うち公表17件）								

(別紙)

表示違反事例に対して指示・公表を行った具体例

(事例1)

「新潟県産コシヒカリ13年産100%」、「福島県産ひとめぼれ50%」等と表示し、精米を販売した事業者に対し農林水産省が立入検査を実施したところ、産地、品種及び産年を表示できない未検査米等を使用していたことが判明したため、同省は、平成15年2月にJAS法[※]に基づく指示を行うとともに、同事業者名を公表した。

また、農林水産省は、同事業者が、精米年月日を偽って表示し、平成13年9月にも指示を受けていることを併せて公表している。

(注)JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)

(事例2)

事業者が販売したしじみ(生鮮食品)及びうなぎの肝焼き(加工食品)が、中国産であるにもかかわらず「国産」と表示されていたことが、農林水産省の立入調査において判明したことから、同省は、平成15年4月にJAS法に基づく指示を行うとともに、同事業者名を公表した。

(事例3)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、アレルギー物質を含む食品を原材料とする場合、その旨を表示することとされているが、平成15年6月に、アレルギー物質(小麦)を原材料として使用していた輸入ビーフンにその旨の表示がなされておらず、当該食品を食した住民に健康被害が発生した。同食品の輸入業者を管轄する福岡市は、表示を行っていなかった輸入業者から自主回収を行う旨の報告を受けたため、適正な表示を行うこと等を指示するとともに、事業者名、措置内容等を公表した。

上記の報告を受けた厚生労働省は、都道府県等に対し、同様の不適正表示を防止するために指導の徹底を図るよう通知するとともに、食品関係団体に対し、アレルギー物質を含む食品の表示の徹底を図るよう通知した。

(参考資料) [食品安全基本法の成立に伴う関係組織の再編等](#)(PDF)